

指令車仕様書

第1 総則

1 目的

本仕様書は、生駒市消防本部（以下「消防本部」という。）が令和8年度に購入する、指令車（以下「車両」という。）の仕様について、必要な事項を定める。

2 品名・数量等

- (1) 品名 指令車
- (2) 数量 1台
- (3) 納入場所 奈良県生駒市山崎町4番10号 生駒市消防本部
- (4) 納入期限 令和10年3月31日

3 車両の条件

車両は、次の条件を満たすこと。

- (1) 消防用車両としての構造及び性能を有すること。
- (2) 車両本体及び艀装品は、走行・操作時の振動に耐えうるものであり、耐久性に富むものを使用すること。
- (3) 使用取扱上の安全性及び操作性を考慮すること。
- (4) 清掃、点検、整備及び調整が安全、かつ容易に行えるよう考慮すること。
- (5) 製作に使用する全ての材料は、日本産業規格に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。
- (6) 製作に使用する材料及び部品は、全て新規製品又は新品とすること。

4 適用法令

車両は、次に掲げる法令に適合し、緊急自動車として承認が得られたのものとすること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

5 登録・廃棄

- (1) 受注者は、近畿運輸局の行う新規登録検査の手続きを代行し、当該検査に合格すること。
- (2) 車両の登録手続から納車完了及び廃棄車両等の処理までの費用は、受注者が負担すること。
- (3) 自動車重量税、リサイクル料及び自動車損害賠償責任保険（24か月）の費用は、消防本部が負担するものとし、その他の経費は全て入札価格に含めるものとする。
- (4) 自動車登録番号は、消防本部が指定するものとする。
「・・・3」
- (5) 受注者は、消防本部の指示する時期に廃棄車両の抹消登録を行うこと。
- (6) 廃棄車両に艀装されている赤色警光灯、赤色点滅灯、サイレンアンプ及び記入文字等を車両納入日以降で取外すこと。

(7) 廃棄車両は売却予定であるが売却できなかった場合は、受注者が車両を引取り廃車処分すること。引取りについては、消防本部が指示する時期とし、廃車及び抹消登録を行った上で、抹消登録証明書又は当該車両をスクラップ処理したことが判明できる書類を後日、消防本部へ提出すること。

(8) 廃棄資機材については、消防本部が指定する資機材を引取り確実に廃棄処理すること。

6 事故防止

車両の取扱いにあたっては、事故防止に万全を期すこと。万一、事故が発生した場合は、速やかに消防本部に報告し必要な指示を受けること。

7 講習

受注者の責任において、次の事項の講習を実施すること。

(1) 車両の納車に伴い、取扱説明書等による各装置の構造、使用方法、使用上の注意事項及び点検整備方法等の説明を行うこと。

(2) 実車による操作説明を行うこと。

(3) 積載品のうち、消防本部の指示する品目の操作説明を行うこと。

(4) 講習日時、場所、項目及び回数について、納車前に消防本部と協議すること。

(5) 講習に係る費用は、受注者が負担すること。

8 修理・保証

(1) 保証期間及びメンテナンスの取扱いについて、車体部分に関しては、車体メーカーの保証期間とし、艀装部分に関しては、納入後1年間とするが、保証期間を超過しても設計不良、工作不良に起因する不適合が発生した場合には、無償にて取替え又は修理を行うものとする。

(2) その他特殊装備及び積載品については、各メーカーの公表した保証期間とする。

(3) 保証期間を超過しても、故障及び不具合が発生した場合は、受注者の技術員を派遣し速やかに対応すること。

9 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項についても、取扱上必要と認められる場合は、工作すること。

(2) 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うものとする。

(3) 本仕様書に定めのないことについては双方で協議し、円滑に対処するものとする。なお、変更があった場合は、変更契約を結ぶものとし、協議後は承認を得てから製作するものとする。

(4) 協議における消防本部の補足等は、本仕様書の追補とする。

(5) 受注者は、使用の詳細について消防本部と協議し、製作承認図等を消防本部に提出して、消防本部の承認を得てから製作に着手すること。

(6) 車両の搬出入は、受注者とする。

第2 提出書類

次に指示する書類を、消防本部に提出すること。

1 受注者は、受注後、速やかに消防本部と製作上の細部にわたり十分な打合せを行い、次の書類を各3部、A4版ファイルに編さんして消防本部に提出し、承認を受けた後、艤装を行うこと。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（前後、両側面及び上部の5面図）
- (3) 艤装設計図
- (4) 艤装諸元明細書
- (5) シャン諸元明細書
- (6) 電気系統図及び配線図（各配線の容量及び数量一覧表を含む。）
- (7) 取付品及び積載資機材の架装図
- (8) その他消防本部が指示するもの。

2 新規登録検査後、速やかに次の書類を消防本部に提出すること。

自動車検査証の写し

3 車両納入時に次の関係図書を各3部、A4版ファイルに編さんして消防本部に提出すること。

- (1) 外観5面カラー写真
- (2) 完成図（車両5面図）
- (3) 車両構造図
- (4) 車両取扱説明書
- (5) 諸試験成績表
- (6) 合格、認定書等
- (7) 自動車改造計算書
- (8) 資機材一覧表
- (9) 資機材取扱説明書
- (10) 製作工程写真
- (11) 各保証書
- (12) 納品書、内訳書
- (13) パーツリスト
- (14) その他消防本部が指示するもの。

第3 検査

本仕様書に基づき、消防本部の職員が立会いの上、次のとおり検査を行う。

- 1 検査は、中間検査、完成検査及びその他消防本部が必要と認める検査とする。
- 2 検査を受けるときは、検査日時、場所及び要領等を記載した検査依頼書を検査予定日の14日前までに書面を提出し、消防本部の承認を受けること。なお、各検査における指示事項や確認事項は、受注者立会人が記録し、消防本部と受注者が確認の上、書面を取り交

わすものとする。

- 3 検査は、仕様書・設計図書等に基づき行うものとする。
- 4 検査の結果、消防本部が不適と判断した場合は、直ちに改修し、再検査を受けること。
- 5 消防本部は、車両が納入されたときは、本仕様書等に基づき検収を行う。

第4 仕様

1 車体

- (1) 車体は、最新モデルの4輪駆動方式のワンボックス車で、本仕様書に明記する艤装を施すことができるものであること。
- (2) 車体は、重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右荷重のバランスを考慮すること。なお、必要であればサスペンションの強化等を行うこと。
- (3) 内装は、断熱性及び遮断性に優れた内装材を使用すること。
- (4) 車両の主要諸元及び性能は、次のとおりとする。

ア 全長	5, 000mm 以下
イ 全幅	1, 815mm 以下
ウ 全高	2, 000mm 程度 (アンテナは除く)
エ 総排気量 (燃料)	2, 200cc 以上 (ディーゼル)
オ 車両総重量	3, 500kg未満
カ ドア数	5ドア
キ 乗車定員	8名
ク エンジン	ディーゼルターボエンジン
ケ 駆動方式	4輪駆動
コ ミッション	オートマチックトランスミッション (8速以上)
サ 最高出力	140ps以上

2 装備品等

- (1) アンチロックブレーキシステム (ABS装置)
- (2) ラジアルタイヤ (ホイール付き)
- (3) エアコン (前席・後席) ※後部車室操作可能式
- (4) 操舵装置 (右ハンドルパワーステアリング)
- (5) オルタネーター (12V-150A以上) ※積載電装品に見合う容量
- (6) LEDヘッドランプ
- (7) LEDフォグランプ
- (8) パワーウィンドウ (運転席・助手席オートウィンドウ)
- (9) 電動格納式リモコンドアミラー (助手席側補助ミラー含む)
- (10) 前席シートベルト
- (11) ナンバーフレーム (前後)
- (12) マットガード 1台分
- (13) サンバイザー (運転席・助手席)

- (14) サイドバイザー（運転席・助手席）
- (15) エアバック（SRSエアバックシステム）
- (16) 集中ドアロック
- (17) 燃料タンクは、シャシ固有とする。
- (18) 本文に明記のない点は、メーカー公表の標準仕様書のとおりとする。

第5 艙装

1 ドア

- (1) 車両の両側スライドドアは、イージークローザーとすること。
- (2) 各ドアには、運転席で操作できる集中ドアロック装置を設けること。
- (3) 遠隔操作リモコン装置により、ドアの開閉が操作できること。
- (4) 各ドアの開放時、後方からの照射に有効な位置に追突防止用の反射テープを貼付すること。
- (5) 各ドアの踏込み部分は、保護及び滑り止めを施すこと。
- (6) 助手席用隊長ミラーを取付けること。
- (7) バックドア開放時後部収納庫周辺が照射できるLED灯とスイッチを設けること。形状、取付位置については、消防本部と協議すること。

2 窓

- (1) 前席3面を除き窓ガラスは、プライバシーガラス又はスモークフィルムを貼付すること。
- (2) 運転席、助手席のパワーウィンドウは、オート機能を有すること。

3 電気関係

- (1) バッテリーの容量は、電装品に見合う容量以上のものとし、停車中であっても電装品等の同時使用に十分耐えられる容量とすること。
- (2) バッテリーの配線は、バッテリーの点検及び交換が容易にできるよう余裕を持たせ保護カバーが配線を圧迫しないように敷設すること。
- (3) 配線は、容量十分なケーブルを使用し、天井及び側板内等に敷設すること。
- (4) 電装品は、無線障害の少ないものを使用すること。
- (5) 艙装各部の電装スイッチは、機能集中型操作スイッチで機能区分を表示すること。
- (6) 標準及び増設のヒューズボックスは、表面に容量・名称等を表示すること。
- (7) 電気配線を天井及び側板内等に敷設し、必要な個所に点検口を設けること。

4 冷暖房装置

- (1) メーカー標準品を取付けること。
- (2) 前部及び後部を冷暖房（後部操作可能式）でできること。

5 座席

- (1) 前部座席は、メーカー標準品とすること。
- (2) 後部座席メーカー純正のベンチシートとすること。

(3) 座席シートには、超防汚シートを取付けること。

6 電装品

(1) カーナビゲーション（テレビ機能なし）を取付けること。

(2) 全方位カメラを取付け、カーナビゲーションモニターに表示し、車両周囲を確認できるようにすること。

(3) LEDマップランプを助手席に取付け、スイッチを設けること。

(4) 各スイッチ類等には、使用用途が分かる表示をすること。また、ダッシュボードの空スイッチを有効に活用し、配置については、消防本部と協議すること。

(5) 車両上部に次のものを取付けること。

散光式警光灯

(6) 車両前面に次のものを取付けること。

赤色点滅灯 2灯（フロントグリル内）

(7) 車両後部のテールゲート部に次のものを取付けること。位置については、消防本部と協議すること。

赤色点滅灯 2灯

(8) 室内に後部座席を照射できるLED灯を設けること。

(9) 後部荷室を照射できるLED灯を設けること。形状（スイッチ含む）、取付位置については、消防本部と協議すること。

(10) 電子サイレンアンプ（大阪サイレン製TSK-D151）を運転席及び助手席から操作できる位置に取付けること。また、専用マイク1箇所（前席1個）が使用できる構造とすること。取付位置については、消防本部と協議すること。

(11) 電子サイレンアンプのフレキシブルマイクを運転席側に取付けること。スイッチの位置については、消防本部と協議すること。

(12) 後退警報器は、運転席で解除できる構造とすること。

(13) 助手席側に電動サイレンの手押しスイッチを設けること。

(14) 車両にDC-ACインバーター（1000W以上）を設けること。また、車内にAC100V出力コンセントを1箇所以上設けること。なお、インバーター電源と外部入力電源のコンセントを共有する為、自動切替装置を設けること。取付位置については、消防本部と協議すること。

(15) ドライブレコーダーを運転に支障のない位置に取付けるとともに、バックアイカメラを車両後方に取付け、2画面同時録画ができるようにすること。

(16) ETC（セットアップ済み）を運転席から操作できる位置に取付けること。

7 その他

(1) 消防章は、クロムメッキ処理（台座付き）のものを、フロントグリル中央部に取付けること。

(2) ナンバー枠を前後に取付けること。

(3) 運転席及び助手席ドアの内側に書類入れを設けること。（標準）

- (4) 取付品及び積載品の配置については、消防本部の指示を受けること。また、製作過程において変更の必要があると消防本部が認めた場合であっても同様とする。
- (5) 本仕様書に指定したもの以外は、メーカー標準品が装備されていること。
- (6) 取付品及び装備品は、車体の安定及び乗員の安全を十分考慮して固定等の工作を行うこと。
- (7) 取付品、積載品及び付属品のうち、同等品を選択する場合は、あらかじめ消防本部に性能、寸法、重量等のデータ及び比較表を提出のうえ、承認を得ること。

第6 通信用装備

1 無線機

- (1) 無線機用ケーブルをルーフ中央からインパネ下部まで通線すること。
- (2) 運転席と助手席の間に無線機取付金具を取付けること。形状、取付位置は消防本部が別途指示する。
- (3) 後部室内に無線機用の配線を通し、助手席前まで通線すること。なお、必要に応じ無線機取付台座を取付けること。形状、取付位置は消防本部が別途指示する。
- (4) 前部室及び後部室内に無線機用スピーカー（遮断スイッチ付き）を取付け、助手席前まで通線すること。形状、取付位置は消防本部が別途指示する。
- (5) 無線障害防止を図るため、ボンディングワイヤーを設けること。

2 車両動態管理システム（AVM）

- (1) AVM及びナビゲーションの設置に必要な電源線（15A）及び信号線を端子受けを介して設置し、各銘板を貼付すること。（IG：1/ACC：2/REV：1/SPD：1/+B：1/E：1）
- (2) AVMシステム一式を取付ける金具を設けること。形状、取付位置は消防本部が別途指示する。

第7 塗装・表示

1 塗装等

- (1) 塗装等は、消防本部が指示する以外の場所は、全て朱色とする。（ボディー隠ぺい部分を含む）
- (2) 塗装要領は、次のとおりとする。
 - ア 錆止め塗装は、錆を落としたのち行うこと。
 - イ 車体の朱色塗装は、錆を落としたのち素地面を平滑に研ぎ脱脂を行うこと。
 - ウ プライマー塗の後、凹凸のある場合は、パテ付けを行うこと。
 - エ サフェーサー塗の後、3回以上吹付を行うこと。
- (3) 再帰性に富んだ反射材（テープ）
 - 車両前部を除く3面に赤色反射材（テープ）を貼付すること。大きさ、取付位置は消防本部が別途指示する。
- (4) 左右リアオーバーハング部分に20cm角に入るように「生駒オリジナルステッカー」を張り付けること。（別途指示）

(5) リアハッチ下部に 20cm 角に入るように「生駒オリジナルステッカー」を張り付けること。(別途指示)

(6) 記入文字等は、次のとおりとする。

車両には、次の文字を丸ゴシック体で読書き方向に記入すること。

文字	部位	色
生駒 3	・ ボディー両側面前部下部 ・ ボディー後部面運転席側下部 ・ ボディー天井 (対空)	白 (反射材)
生駒市消防本部	・ ボディー両側面スライドドア ・ ボディー後部面中央	白 (反射材)
指令	ボディー両側面後部	白 (反射材)
エンブレム	運転席・助手席ドア	別途指示

2 表示

表示は次によること。

(1) スイッチ類には、名称及び「入・切」又は「ON・OFF」を表示すること。

(2) 金属プレート、樹脂プレート等を用いる場合は、耐久性に富む素材のものを使用すること。

別表 1 取付品

No.	品名	型式	数量
1	消防章	150 mm	1
2	散光式警光灯	大阪サイレン NP-ML-VK2M-A	1
3	赤色点滅灯 (前面)	WIONBR W H E L E N	2
4	赤色点滅灯 (後面)	TLMIBR W H E L E N	2
5	電子サイレン	TSK-D151 (大阪サイレン) 音声合成付 (マイク付き)	1
6	モーターサイレン		1
7	後退警報器	標準品 (解除スイッチ付き)	
8	作業灯 (テールゲート内側)	LIA-W1 (大阪サイレン)	2
9	カーナビゲーション	テレビ機能なし	一式
10	ドライブレコーダー		1
11	E T C	セットアップ済み	1
12	4面ビューモニター	カーナビゲーション連動	一式
13	旗立て		
14	DC-ACインバーター	1,000W 以上	1
15	室内灯	LED	1
16	デジタル電波時計		1

別表2 積載品

No.	品名	型式	数量
1	自動車用消火器	ABC 粉末消火器 6 型	1
2	車輪止め	黄色	3
3	折りたたみ指揮台	幅約 180×奥行約 75×高さ約 74 収納バック付 セイバーズ	1
4	充電式保冷温庫	CW004G マキタ	1
5	18V リチウムイオン電池	18V マキタ	4
6	18V リチウムイオン電池 充電器	マキタ JPADC18RD 18V 用充電器	1
7	照明	タワーライト ML814 マキタ	1
8	ポータブル電源	Jackery 1500W	1
9	伸縮式カラーコーン	LED 赤色灯付き	2
10	立入禁止テープ		5
11	ワンタッチタープテント	2m×2m FRT-200 山善 サイドシート 3 枚付	1
12	扇風機（熱中症対策用）	45cm 全閉式スタンド扇（折り畳み三脚 式）ナカトミ	1
13	ミストキット	MK-12S ナカトミ	1

別表3 付属品

No.	品名	型式	数量
1	スペアタイヤ	ホイール付き	1
2	スタッドレスタイヤ	ホイール付き	4
3	タイヤチェーン	スタッドレス用	一式
4	リモートコントロールキー	ワイヤレスドアロック	4
5	アナログキー		3
6	フロアマット	ゴム製 縁高タイプ	一式
7	ブースターケーブル	10m以上	1
8	三角表示板		1
9	発煙筒		1
10	附属工具	ジャッキ、レンチ等	一式
11	工具セット	TONE K700	1
12	予備ヒューズ	取付品同数	一式
13	補修用塗料		一式